

6月1日～7日は「水道週間」です

今年のスローガンは、
「たいせつな 水道守ろう 未来へと」

問合せ 水道管理課 ☎(48) 0050

水道はいつも私たちの身近にあり、炊事、洗濯および入浴と当たり前のように使っています。普段何気なく使っている水道ですが、この水道がなくなったら私たちの生活は成り立ちません。

この水道週間に、市民のみなさん一人ひとりが水という資源の大切さ、水道というライフラインの重要性について改めて考えてみましょう。

水質について

市では水道水を安心してご使用いただけるよう、色、濁り、残留塩素（一定以上必要とする塩素濃度）について毎日1回、その他水道法で定められた項目については毎月1回（9項目）および年4回（52項目）の水質検査を行っています。検査結果はすべて法律で定められた基準以下で安全性を確認していますので、安心してご使用ください。

幸手市電子図書館

令和7年
10月
スタート

インターネット環境があれば、
スマホ・タブレット・PCから24時間利用可能



幸手市電子図書館がスタートして半年が経ち、多くの人にご好評をいただいています。

毎月新しい電子図書を増やしていますので、みなさんぜひご利用ください！

今後、小中学校と連携してタブレットを活用した電子図書の提供を予定しています。

★今月の特集

『100人の作家たちによるアンソロジー』

アンソロジーとは、一冊の本に異なる作品を載せた短編集です。100人以上の作家たちによるさまざまな世界をお楽しみください。

◇利用できる人

市内在住、在勤、在学で、幸手市立図書館の利用券をお持ちの人

◇電子図書館利用案内

○貸出

貸出冊数：最大3点
貸出期間：14日間

○返却

「返す」ボタンを押すと返却手続きができます。返却手続きをしなかった場合でも、貸出期間を過ぎると自動的に資料が返却されます。

○予約

予約冊数：最大3点
取置期間：7日間



詳細はこちら!!

問合せ 図書館 ☎(42) 0169

令和8年度「男女共同参画週間」キャッチフレーズ

あなたらしさが、社会のチカラ

6月23日から29日の1週間は、男女共同参画週間です。「男女共同参画社会基本法」の公布・施行日である平成11年6月23日にちなんで設けられました。男女共同参画社会基本法の目的や基本理念について理解を深めることを目指しています。

◆男女共同参画週間記念パネル展を開催

誰もが安心して暮らせる社会をめざして、次のテーマでパネル展示を行います。

ぜひお気軽にご覧ください。

展示テーマ：「セクシャルハラスメントのない社会へ」
「災害と人権」

日時 6月23日(火)～6月29日(月)

場所 幸手市役所本庁舎1階ロビー

◆男女共同参画とは

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいいます。

問合せ 庶務課 ☎(43) 1111 内線 162

空き地の維持管理を徹底しましょう

問合せ 環境課 ☎(48) 0331



土地の維持管理を適正に行うことは管理者の責務です。所有（管理）する空き地に雑草や雑木は伸びていませんか？

年2回以上は土地の状況を確認し、雑草や雑木の処理をしましょう。雑草や雑木が生い茂ると、空き地の維持管理に支障が出てくるばかりでなく、所有者以外の人にも悪影響があります。

▼生い茂った雑草・雑木の悪影響

○ごみの不法投棄の温床になります
雑草や雑木が生い茂っている場所は、不法投棄が多い傾向にあります。

○火災の危険性が高まります
特に秋から冬にかけての乾燥する時期には、生い茂った雑草、雑木が枯れて燃えやすくなり、火災の危険性が高まります。

○害虫や悪臭が発生します
不衛生な環境になり、蚊やムカデなどの害虫や、枯草などの腐敗による悪臭が発生することもあります。

○交通事故や犯罪の発生誘因になります
交差点などの角地では見通しが悪くなり、交通事故が発生する原因にもなります。また、見通しの悪い場所は非行や犯罪を誘発する原因にもなります。

▼空き地の管理は草刈りが基本

市民のみなさんの衛生的で良好な生活環境を維持するためにも、空き地の所有者は、管理の徹底をお願いします。

※自分で草刈りができない場合は、業者などに依頼して、有料で除草してもらう方法もあります。